

電離放射線健康診断

(電離放射線障害防止規則第56条)

放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れ時または当該業務への配置替え時およびその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

- 被ばく歴の有無の調査およびその評価
- 白血球数および白血球百分率の検査
- 赤血球数、血色素量またはヘマトクリット値の検査
- 白内障に関する眼の検査
- 皮膚の検査



雇入れ時または配置替え時の健康診断では、線源の種類等に応じて を省略できます。定期に行う健診については、医師が必要でないと認めるときは、 ~ の全部または一部を省略できます。ただし、前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ今年1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれのない者については、医師が必要と認めた場合を除き、 ~ を実施する必要はありません。

線量単位と旧単位への換算式

線 量	単 位	旧 単 位 へ の 換 算 式
放 射 線 量	ベクレル(Bq)	1 Ci = 3.7×10^{10} Bq
照 射 線 量	クーロン毎キログラム(C/Kg)	1 R = 258 μ C/Kg (= 2.58×10^{-4} C/Kg)
吸 収 線 量	グレイ(Gy)	1 rad = 10 mGy (= 1×10^{-2} Gy)
線 量 当 量	シーベルト(Sv)	1 rem = 10 mSv (= 1×10^{-2} Sv)

線量当量 = 吸収線量 × 線量係数 × 修正係数